

放課後等デイサービス とことこ戸塚教室 重要事項説明書

当事業所は障害児通所支援事業の指定を受けています。
(指定 第 1451000416号)

当事業所はご利用者に対して指定放課後等デイサービス（以下「事業」という）を提供します。事業所の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 昴 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号 |
| (3) 電話番号 | 045-326-2012 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 鈴木 修 |
| (5) 設立年月日 | 平成7年3月30日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 放課後等デイサービス |
| (2) 事業所の名称 | 放課後等デイサービス とことこ戸塚教室 |
| (3) 事業所の所在地 | 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2496-1
なたねや壺号館2階 |
| (4) 電話番号 | 045-881-6480 |
| (5) 管理者 | 小倉 千穂 |
| (6) 開設年月日 | 令和3年5月1日 |
| (7) 利用定員 | 10人 |

サービス提供開始予定年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------------

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 横浜市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（祝日含む） ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
サービス提供日	月曜日～土曜日（祝日含む） ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
営 業 時 間	14：30～17：30（平日） 10：00～16：00（休校日）
サービス提供時間	14：30～17：30（平日） 10：00～16：00（休校日）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 職員体制

職 種	合計員数	備考
管理者	1名	常勤
児童発達支援 管理責任者	1名	常勤
児童指導員 又は保育士	2名以上 (うち1名以上常勤)	常勤 専従、非常勤 専従
指導員	適宜	

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
管理者	常勤 9：00～19：00（うち、8時間）
児童発達支援 管理責任者	常勤 9：00～19：00（うち、8時間）
児童指導員 又は保育士	常勤 9：00～19：00（うち、8時間）又は非常勤
指導員	常勤又は非常勤

5. 事業所の設備と概要

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
発達支援室	1 室	3 2. 3 4 m ²
相談室	1 室	3. 3 m ²
静養室	1 室	4. 6 2 m ²
事務室	1 室	5. 8 2 m ²
トイレ	2 箇所	

6. 提供するサービスの内容

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）の同意をいただきます。計画は少なくとも6か月に1回以上見直し、必要に応じて変更を行います。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付します。

サ ー ビ ス の 種 類	サ ー ビ ス の 内 容
個別支援計画の作成	利用児童及び通所給付決定保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域からの視点で行い、総合的支援の提供を基本として、利用児童が地域社会への参加を含む生活全般の質を向上させるための課題や目標を示した個別支援計画と、支援に係る計画時間や支援の延長時間を記した別表とを作成します。
認知機能アセスメント	利用児童の認知機能のバランス及びその変化について半年に1回以上測定を行い、保護者に対して報告を行います。
人間関係・社会性訓練	集団での取り組み、教材やゲームを通して社会性を身に着けるためのソーシャルスキルトレーニングを行います。
健康・生活訓練	調理体験、清掃活動、身だしなみ、買い物、外出行事等を通してライフスキルの定着を図ります。
創作的活動	絵画、工作、調理等を行います。
運動・感覚訓練	体操やダンス、スポーツ、保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるようなゲーム等を行います。
言語・コミュニケーション訓練	言葉を用いたゲームや、折に触れた作文とその発表等を行います。

相談業務	健康、福祉、生活の相談等を行います。
生活介助	更衣、排泄、食事等の介助を行います。
送迎サービス	希望により居宅又は学校等と事業所との間の送迎を行います。

7. 利用料金

当事業所のサービスをご利用になった場合、(1) 障害児通所給付費支給対象のサービス、(2) 利用者自己負担（実費）のサービスに分かれます。

(1) 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。）

※ 障害児通所給付費について事業者が代理受領を行わない（通所給付決定保護者が償還払いを希望する）場合は、障害児通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害児通所給付費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

(2) 利用者自己負担のサービスについて

以下のサービスは、利用料金の全額をご利用者の負担とさせていただきます。

- ① 利用者自己負担のサービスとしましておやつ・飲み物代100円をご利用者負担とさせていただきます。
- ② その他、創作活動に係る材料費、事業所外活動に係る交通費・入場料費等は実費でご利用者負担とさせていただきます。

(3) 欠席時の対応として

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用等の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

(4) 滞納について

利用料金3カ月滞納した場合は、解消するまで利用を停止とさせていただきます。

(5) 契約期間について

最終利用日より3か月ご利用が無い場合はご利用を中止とさせていただきます。

8. 利用料の支払方法

上記利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌々月1日までに指定口座からの自動振替とさせていただきます。

(銀行休業日は翌営業日となります)

9. 利用者の記録及び秘密保持の保護（使用同意）について

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを完結した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で、予め別紙のとおり個人情報使用同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10. ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
火気・危険物の取扱	火気及び危険物の持ち込みは一切禁止しております。
他者との関係性	けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為はしないようお約束いただきます。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようお願いします。

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【主治医】

医療機関名称	
主治医氏名	
所在地	

電話番号	
診療科	

【緊急連絡先】

氏名		続柄	
住所			
連絡先			

1 2. 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名称	横浜第一病院
院長名	大山 邦雄
所在地	神奈川県横浜市西区高島 2-5-15
電話番号	045-453-6711
診療科	内科、整形外科、その他

1 3. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	・消火器 ・誘導灯 ・自動火災報知設備 ・避難器具（緩降機）
緊急避難場所	津波、浸水、地震：下郷小学校

1 4. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止委員会を設置及び実施し、虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 小倉 千穂
-------------	-----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業員へ周知しています。

1 5. 感染症対策について

事業者は、食中毒の予防及び感染症のまん延の防止等に関する取り組みを徹底するため、下記の対策を講じます。

- ① 感染症対策委員会を設置及び実施し、感染症対策に関する責任者を選定しています。

感染症に関する責任者	管理者 小倉 千穂
------------	-----------

- ② 従業員に対する感染症対策の啓発・普及をするための研修を実施しています。

- ③ 感染症対策委員会を定期的に開催し、その結果を従業員へ周知しています。

1 6. 業務継続計画（BCP）について

事業者は、感染症や災害が発生した場合にも必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施します。

- ① 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行います。

1 7. 安全確保に関する計画について

事業者は、安全の確保を図るため、安全計画の策定、安全管理委員会を設置し、研修・訓練の定期的な実施及び、保護者への安全計画に基づく取り組みの周知を行います。

1 8. 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

尚、お子様の安全考慮しご利用中のご様子は見守りカメラで記録しております。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	被害者治療費等補償、訴訟対応費用補償、初期対応費用補償、人格権侵害補償（施設用）等

自動車保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	一般自動車保険
保障の概要	対人賠償、対物賠償、人身傷害補償等

19. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	放課後等デイサービス とことこ戸塚教室
連 絡 先	045-881-6480
受 付 時 間	営業時間と同じ

担 当 者	第三者委員 畠中清松
連 絡 先	045-802-0116

(2) 公的機関の相談・苦情窓口

担 当 者	戸塚区 こども家庭支援課
連 絡 先	045-866-8466
受 付 時 間	月曜日から金曜日、午前8時45分から午後5時まで

担 当 者	こども青少年局 障害児福祉保健課
連 絡 先	045-671-4278
受 付 時 間	月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分まで

名 称	かながわ福祉サービス運営適正化委員会
所 在 地	横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内
連 絡 先	045-311-8861
受 付 時 間	月曜日～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）午前9時00分～午後5時00分まで

20. 第三者評価の実施状況

実施有無	無		
実施年月日		結果の開示状況	
実施機関		評価期間	

放課後等デイサービスを提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 昴

所在地 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号

放課後等デイサービス とことこ戸塚教室

説明者 職名 管理者 氏名 小倉 千穂 ㊞

私は本書面により、放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

保護者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用児童 住所 _____

氏名 _____